

公 告

令和8年(2026年)8月27日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	8-22
(2) 件 名	真庭市内学校給食従事者ノロウイルス検査業務
(3) 履行場所	真庭市上水田ほか地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	腸内細菌検査業務 検査項目：ノロウイルス 検査対象人数：真庭市内学校給食従事者 約70名 期間：契約日～令和9年3月31日まで 検査回数：10月～3月までの6ヶ月間 月1回（年間6回）
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	調査・研究(検査)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 9月10日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、教育委員会教育総務課 【TEL】0867-42-1085へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 9月 3日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	教育委員会教育総務課 【メール】kyohikusohmu@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 9月10日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、教育委員会教育総務課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 9月10日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 9月10日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市教育委員会教育総務課

TEL 0867-42-1085 / FAX 0867-42-1416

令和 8 年度真庭市内学校給食従事者ノロウイルス検査業務仕様書

真庭市内の学校給食に従事する者のノロウイルス検査業務は、本仕様書によるもののほか、真庭市教育委員会教育総務課学校給食推進室の指示により誠実に実施すること。

- (1) 契約業務名 真庭市内学校給食従事者ノロウイルス検査業務
(2) 履行期間 契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日
(3) 契約方法 単価契約
(4) 対象施設 下記検査対象施設のとおり
(5) 業務内容 本業務は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき実施するものである。

1. 検査項目 ノロウイルス検査
2. 検査方法 リアルタイム P C R 法
3. 検査対象施設、人数

地区	施設名	対象人数	検査結果報告先／代表者
北房	北房学校給食センター	7	〒716-1411 真庭市上水田3131番地 北房学校給食センター長 電話 (0866) 52-2906
落合	真庭中央食育センター	21	〒719-3143 真庭市下市瀬616番地7 真庭中央食育センター長 電話 (0867) 45-7410
久世	久世学校給食共同調理場	9	〒719-3227 真庭市台金屋202番地 久世学校給食共同調理場長 電話 (0867) 45-1200
久世	遷喬学校給食共同調理場	9	〒719-3201 真庭市久世100番地 遷喬学校給食共同調理場長 電話 (0867) 42-0057
勝山	勝山学校給食共同調理場	13	〒717-0023 真庭市三田190番地 勝山学校給食共同調理場長 電話 (0867) 44-2140
蒜山	蒜山学校給食共同調理場	6	〒717-0504 真庭市蒜山下福田468番地 蒜山学校給食共同調理場長 電話 (0867) 66-2022
蒜山	八束小学校	5	〒717-0507 真庭市蒜山下見1527番地 八束小学校長 電話 (0867) 66-2015

※各施設の対象人数は、職員の異動や代員が加わることにより変更する場合がある。

4. 定期検査回数 月 1 回×6カ月 = 6回

5. 検体の収集

検査は毎月 1 回を定期実施日とする。検体の収集キットは受注者が準備し、事前に各施設へ配布すること。また、回収日を未提出者の予備日を含め契約時に協議し、おおむね地区ごとに回収すること。

6. 検査結果の報告

毎回、検査完了後は遅延なく検査報告を各施設へ提出すること。なお、検査手数料は月末締めで計算し、真庭市教育委員会教育総務課学校給食推進室に請求すること。

検査業務中、保菌者が発見された場合には、速やかに各施設代表者へ報告すること。

- (6) 見積単価

ノロウイルス検査 1 回（1 名）あたりの税抜き単価とする。

- (7) その他

本件業務による確実性、責任体制の確立及び災害の防止に専念するとともに、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らさないこと。